

(仮称)余呉南越前第一・第二ウィンドファーム発電事業に係る  
環境影響評価準備書に対する滋賀県知事意見

(仮称)余呉南越前第一・第二ウィンドファーム発電事業に係る環境影響評価準備書(以下「準備書」という。)に対する環境の保全の見地からの意見については、次のとおりである。

本意見に対する検討の経緯および結果については、環境影響評価書(以下「評価書」という。)に適切に記載すること。

1 全般的事項

- (1) 評価書の作成に当たっては、準備書における誤植および不整合のある箇所を修正するとともに、できる限り平易な表現を用い、専門用語については必要に応じて注釈を加えるなど、住民にとってより分かりやすい内容となるよう努めること。
- (2) 今後の手続を進めるに当たっては、事業実施に伴う環境影響評価の結果のほか、事業計画や地域貢献等についても、広く地域住民や高時川流域の農業者、漁業者等を対象に情報提供や説明を行い、理解を得るとともに、必要に応じて住民等の意見を事業計画に反映するよう努めること。
- (3) 本事業は、株式会社グリーンパワーインベストメント(以下「事業者」という。)が、滋賀県および福井県の県境付近において、単機出力が4,200 kW、高さ(最高到達点)が188 mの風車を最大39基設置する計画であり、対象事業実施区域(以下「事業予定地」という。)として約830 ha(うち改変面積は約57 ha)が想定されている。

事業予定地およびその周辺には、本県において希少なブナ林が広範に分布し、イヌワシ・クマタカ等の希少な種を含む多様な生物が生育・生息している。

特に事業予定地の自然環境の重要性を表す事項としては、事業予定地の全域が「滋賀県イヌワシ・クマタカ保護指針(平成14年7月)」で定める「イヌワシ・クマタカの保護および生息環境保全ゾーン」に含まれ、事業予定地近傍においてクマタカの多数のペアの営巣やイヌワシの飛来が確認されていることや、事業予定地およびその周辺がハチクマ等の猛禽類を含む多くの鳥類の主要な渡りのルートの一部となっている可能性が高いこと、特定植物群落に選定されている「栃ノ木峠のブナ オオバクロモジ群集」が分布すること等が挙げられる。

イヌワシ・クマタカは絶滅の危機に瀕しているため、国内希少野生動植物種に指定されるとともに、本県でも「滋賀県で大切にすべき野生生物 - 滋賀県レッドデータ

ック 2020 年度版 - 」の絶滅危惧種に選定しており、個体群の存続に当たっては個体レベルの保護と生息環境の保全が必要である。また、本県におけるイヌワシ・クマタカの生息地は、日本におけるそれぞれの種の生息地の連続性を維持する上で重要な位置づけにあり、本県における両種の保護および生息環境の保全は、日本全体における両種の保護の観点からも、その重要性を有すると考えられる。

また、長浜市では、令和 4 年 8 月 4 日から 5 日にかけて、一時間に約 90 mm の猛烈な降雨があったものとみられ、事業予定地の一部が被災するとともに、下流の高時川が氾濫するなどの被害が発生した。この豪雨以降、高時川では水の濁りが長期化する問題が新たに生じている。この影響により、県内最大のアユの産卵場である姉川下流では、河床環境が悪化し令和 4 年秋のアユの産卵数が著しく減少するなどの事象も生じた。

本事業は、自然環境に恵まれた地域において計画される事業であり、イヌワシ・クマタカ等の鳥類の風車への衝突(バードストライク)や、ブナ林等を基盤に成立している生物多様性に富んだ豊かな生態系の損失など、自然環境への重大な影響が懸念される。加えて、土地の形質変更に伴う土砂流出による下流の河川環境への影響、尾根上に風車が建設されることによる景観への影響など、各環境要素に対する様々な影響も懸念される。

このため、準備書では、事業予定地およびその周辺の地域特性を踏まえ、十分な調査を行った上で、環境への影響を適切に予測評価するとともに、その影響を回避または十分に低減するための環境保全措置を検討し、その内容を明確に示す必要がある。

しかしながら、準備書の動物・植物の調査結果には不十分と考えられる点があるほか、予測評価および環境保全措置には、動植物の生態的特性等が十分に考慮されていないと考えられる点、画一的で科学的根拠に乏しく説明の合理性に欠けると考えられる点が随所に認められる。また、動物の一部の項目については、予測評価すら行われておらず、具体的な内容に乏しい事後調査とその結果に応じた措置の検討に対応が委ねられている。

更に、滋賀県環境影響評価審査会(滋賀県環境影響評価条例(平成 10 年滋賀県条例第 40 号)第 33 条第 1 項の規定に基づき設置。以下「審査会」という。)における審査では、これら不十分と考えられる点に対して事業者の見解が一定示されたものの、その多くが具体性や合理性に欠ける内容に終始しており、重大な環境影響を回避または十分に低減できるとは考えられない。

このため、評価書の作成に当たっては、次の「2 個別的事項」に対応し、準備書の内容を再確認するとともに、追加調査を行い、予測評価の結果を見直した上で、動

植物をはじめとする各環境要素に対しての重大な環境影響を回避または十分に低減できるように追加の環境保全措置を講じること。

あらゆる環境保全措置を講じてもなお、イヌワシ・クマタカのバードストライク等の重大な環境影響を回避または十分に低減できない場合は、事業の取りやめや事業規模の大幅な縮小など、事業計画の抜本的な見直しを検討すること。

特に、事業予定地の周辺では、連続的にクマタカの営巣が確認され、事業予定地の大部分が営巣中心域または高利用域に位置しており、バードストライクの発生が大きく懸念されるため、風車の設置基数の大幅な削減等の検討が必要であること、また、植物の予測評価の基本的事項の一つである植生についての評価が過小であった場合には、ブナ林等の希少な植生や、これらを基盤に成立する生態系が損なわれるため、改変区域の縮小についての検討が必要であることを十分考慮すること。

加えて、先般の豪雨により、森林の伐開や土地の形質変更に伴う土砂流出、法面崩壊等のリスクに対する懸念だけでなく、下流の河川環境への影響に対する懸念が増大していることも十分考慮すること。

## 2 個別的事項

### (1) 水質・水環境

事業予定地の近傍には、過去に森林法（昭和26年法律第249号）に基づく林地開発に係る許可基準違反行為が確認されたため、本県が是正を指導している場所があり、現在、事業者が是正工事を承継して本事業とは別に措置を講じている。

令和4年8月上旬に発生した豪雨の後、事業予定地や是正工事の実施箇所の一部では大規模な浸食が確認され、その下流域の各所では溪岸浸食が確認されている。これらにより流出した土砂が河川に堆積し、粒形の細かい物質が流下していることが高時川における濁水の長期化の原因の一つとして考えられている。

事業予定地は、高時川の最上流部に位置しており、今回の事象の発生を踏まえ、森林の伐開や土地の形質変更に伴う土砂流出防止対策の強化および下流の河川環境への影響の低減についての重要性が増している。

また、工事計画では、大規模な切土・盛土による造成工事が行われる予定であり、法面保護や地盤の安定性の確保等の基本的な対策についても万全を期す必要がある。

準備書では、造成等の施工に伴う濁水発生の抑制対策として、各風車ヤードおよび資材置場等への沈砂池の設置等が予定されている。造成工事による一時的な水の濁りの影響については、沈砂池と最寄りの常時流水のある河川との距離等をもとに「沈砂池排水は常時水流に到達することなく、林地浸透する」と予測され、「造成等の一時的な影

響に伴う水の濁りが周辺の水環境に及ぼす影響は、実行可能な範囲内で低減が図られている」と評価されており、一定の降雨時には濁水の流入を防止することができるものと考えられる。

しかしながら、先般の豪雨では、沈砂池排水口における排水量および浮遊物質量の予測で用いられた降雨強度の最大値（事業予定地近傍にある気象観測所の10年確率雨量をもとに設定された59.7 mm/h）を大きく上回る90 mm/hの降雨があったとみられる。また、事業計画では、工事予定の改変区画（約46.5 ha）のうち、29.5 haが植栽により緑化される内容が示されているが、残る約17 haについて舗装等が行われた場合は、水の浸透性が大きく低下する可能性がある。

このため、先般の豪雨により発生した事象を十分に踏まえ、洪水調整機能を含めた排水計画の見直しについて検討すること。また、その結果に応じて、水の濁りに係る予測評価を見直すとともに、必要に応じて水象に係る影響についても予測評価を行い、必要な環境保全措置を講じること。

その際、沈砂池排水口の排水量および浮遊物質量の予測に用いられた沈砂池の規模（0.21～0.35 haの改変面積を例にすると面積25 m<sup>2</sup>、深さ1.5 m）では、一定の降雨時に沈砂池が短時間でオーバーフローする可能性があることを考慮すること。

また、高時川で濁水が長期化している状況を踏まえると、沈砂池等からの排水の流下により、新たな浸食が生じた場合、事業予定地周辺の溪流環境だけでなく、さらに下流の河川環境まで影響がおよぶ可能性があることも十分考慮すること。

## （2）動物（コウモリ類）

準備書によると、事業予定地およびその周辺には、本県が絶滅危惧種に選定しているユビナガコウモリ、コテングコウモリ、キクガシラコウモリ、モモジロコウモリの生息が確認されているものの、種まで同定された個体はほとんどいないため、こうした希少な種の生息状況を十分に把握できていない可能性がある。このため、調査結果の妥当性について検証を行う必要がある。

また、長距離移動を行う種や、開けた空間で採餌を行う種は、特に風車への衝突（バットストライク）の危険性が高いと指摘されており、準備書では、これらの生態的特性を有するユビナガコウモリとキクガシラコウモリの生息が既に確認されている。さらに、春季・秋季にコウモリ類の確認頻度が多く、事業予定地およびその周辺がコウモリ類の長距離移動ルートになっている可能性があり、これらの種を含むコウモリ類のバットストライクが生じる可能性がある。

加えて、周波数10～30 kHzの超音波を発生する種が、風車のカットイン風速以上の風況下でもブレードの回転域に近い高さで多数飛行していることが確認されており、高頻度でバットストライクが生じる可能性がある。

しかしながら、準備書では、このようなコウモリ類の種構成（希少な種の占める割合等）や、それぞれの種の生態的特性（繁殖の有無、行動特性等）を考慮せず、一律に「事業予定地周囲での生息が可能であり影響は小さい」と予測評価され、また、環境保全措置についても「森林伐採を最小限にとどめる」とされており、現に改変区域内に生息している種への十分な配慮が認められない。

このため、種の同定等の追加調査を行い、事業予定地およびその周辺のコウモリ類の生息の状況を十分把握するとともに、その結果を踏まえ、種の生態的特性に応じた予測評価と環境保全措置の見直しを行うこと。

### （３）動物（渡り鳥）

準備書では、事業予定地およびその周辺において、本県が絶滅危機増大種等に選定しているハチクマ、サシバ、ノスリ、ツミ等の猛禽類が多数確認されており、環境アセスメントデータベース（以下「EADAS」という。）等において示唆されているとおり、これらの渡りのルートの一部となっている可能性が高い。特にハチクマについては、確認数が多く、主要な渡りのルートの一部である可能性が高い。

また、本県が希少種に選定しているウソ、ベニマシコ、ホトトギス、ツツドリ、ジュウイチ等を含む多様な種の渡りや生息が確認されており、ブレードの回転域の高さの飛翔が確認されている。さらに、国内希少野生動植物種等に指定されているコウノトリについても、事業予定地内において、ブレードの回転域の高さの飛翔が確認されている。

さらに、ラムサール条約湿地に登録されている琵琶湖には、毎年、ガン・カモ類をはじめとする 10 万羽以上の水鳥が飛来しており、また、EADAS においてもハクチョウ類の渡りのルートが事業予定地のごく近傍に示されているため、事業予定地は水鳥の渡りのルートの一部となっている可能性がある。

しかしながら、準備書では、調査において十分な視野や時間が確保されていない可能性がある上、予測評価において、種の生態的特性が考慮されておらず、バードストライクの可能性や移動経路の遮断・阻害に係る影響が過小評価されている可能性がある。

特に、水鳥の渡りの調査については、事業予定地およびその周辺において、「ガン・カモ・ハクチョウ類の渡りは確認されなかった」と準備書に示されているが、ガン・カモ類の多くは夜行性であることや、水鳥を含む多くの鳥類は主に夜間に渡りを行うことが知られており、事業者の実施した調査で得られた情報は限られていること等を踏まえると、実態把握が不十分な可能性がある。

更に、予測評価については、「主な渡り移動経路には該当していないものと推察される」と準備書に示されているが、水鳥の渡りの実態把握が不十分な上、渡りのルートが毎年の気象条件により変化する可能性も考慮されておらず、過小評価されている可能性がある。

このため、水鳥の渡りをはじめ鳥類の渡りの状況を十分に把握するための追加調査を実施するとともに、それぞれの種の生態的特性や他の風力発電事業におけるバードストライクの原因事例等も考慮した上で、予測評価を見直し追加の環境保全措置を講じること。その際、後述するイヌワシ・クマタカに係る環境保全措置の効果も十分考慮すること。

#### (4) 動物(イヌワシ)

イヌワシについては、県内にわずか4つがいが生息するのみであり、特に厳重な個体レベルの保護が必要である。事業予定地の近傍に営巣するイヌワシのつがいは、繁殖成功率が高く、県内および近隣地域の個体群を維持する上で、特に重要なつがいである。

準備書では、事業予定地近傍に営巣するつがいについて、「事業予定地内での飛翔は確認されなかった」とされているものの、イヌワシの行動圏は、少なくとも数十平方キロメートルにおよぶとされており、本県が保有する環境調査の結果では、過去に事業予定地の上空への飛来が確認されていたことから、飛来状況の把握が十分ではない可能性がある。

特に、事業予定地の尾根部にある森林の伐開により、採餌に適した環境が新たに生じ、誘引の可能性があることから、造成中から飛翔状況の把握のための調査を行うこと。

準備書では、事業予定地の周辺に、複数の分散個体(フローター)の飛来が確認されている。事業予定地近傍に生息しているつがいが占有している餌場については、フローターは利用できないことを踏まえると、森林の伐開によるイヌワシの誘引効果はつがいの個体よりもフローターの方が大きくなるものと考えられる。

しかしながら、フローターの誘引に関する予測評価が行われておらず、環境保全措置は、具体的な内容に乏しい事後調査とその結果に応じて対策を検討するのみとなっており、対応が不十分である。

このため、追加の予測評価を行い、その結果に応じて、改変区域をイヌワシの餌場として利用され難くするための環境保全措置を講じること。なお、予測評価が困難な場合には、予防原則の観点に立ち、最大限の環境保全措置を講じること。

#### (5) 動物(クマタカ)

クマタカについては、県内に一定の広がりをもって分布しているものの、事業予定地およびその周辺のように11つがいが連続して営巣する地域は希少であり、他の地域への個体の供給源となっている重要な地域である。

準備書では、クマタカの衝突確率について、「風車の基数が方法書時は50基であった

が、準備書では39基に削減されており、数値は低減されている」と予測評価されており、由井・島田モデルによるクマタカの衝突確率(以下単に「クマタカの衝突確率」という。)は、年間0.1294回低減されているものの、風車の配置に当たっての具体的な環境配慮の説明が十分行われていない。また、事業予定地およびその周辺においてブレードの回転域の高さの飛翔が多数確認されており、風車の設置基数の削減が行われたにも関わらず、クマタカの衝突確率は年間0.4679回と高く、概ね2年に1回の頻度でバードストライクが発生する予測結果となっている。

事業予定地の近傍で営巣が確認されているBペアについては、高利用域を囲むように15基の風車配置が計画されており、衝突確率が各ペアの中で最も高く、風車の削減により低減されたクマタカの衝突確率は年間0.0089回とわずかである。また、Hペアについては、衝突確率が上昇している。

このように、クマタカのバードストライクの発生リスクは非常に高いものと考えられるが、これに対する環境保全措置は、クマタカの生態的特性に合致しない目玉シールによる風車の視認性の向上など実効性に欠けるもののみである。

また、風車は、事業予定地およびその周辺で営巣するつがいの高利用域の境界に配置される計画となっている。調査結果では高利用域の境界でディスプレイ行動が多く確認されており、隣接するつがいによる縄張り争いが頻繁に行われていることが示唆される。縄張り争い中は、風車に注意が向きにくく、クマタカの衝突回避が困難であり、バードストライクのリスクが大きくなるが、予測評価ではこのことが考慮されていない。

このため事業者は、ディスプレイ行動に着目した追加の予測評価を行うとともに、衝突リスクの高い風車7基を抽出し、このうち1基【      】は設置の取りやめまたはリスクの低い場所への配置変更、残る6基【      】はブレード塗装により視認性を高める追加の環境保全措置を検討し、その結果を審査会に示した。また事業者は、Hペアの行動圏の風車【  9基  】を対象に設置の取りやめ等の検討を行う方針も審査会に示した。

しかしながら、追加の環境保全措置のうち、ブレード塗装については、目玉シールと同様にクマタカの生態的特性に合致しておらず実効性に欠ける。また、仮に、抽出された7基の風車全ての設置を取りやめたとしても、事業実施によるクマタカの衝突確率は依然高く、衝突リスクを十分に低減できないものと考えられる。

本県では、独自の保護指針を策定し、クマタカの保護およびその生息環境の保全を図っており、バードストライク等の重大な環境影響が回避または十分に低減されるよう、最大限の環境保全措置が講じられる必要がある。このため、更なる風車の設置基数の削減等の抜本的な対策を検討すること。

その際、事業の規模および事業予定地周辺におけるクマタカの生息状況を踏まえ、準備書で年間 0.4679 回とされている全風車のクマタカの衝突確率を、年間 0.05 回未満（本事業の実施期間を 20 年間とした場合に、その期間における衝突発生の可能性が 1 回未満となる水準）まで低減することを目標とし、ディスプレイ行動等のリスクの高い飛翔行動の頻度を踏まえつつ衝突確率の高い風車を優先的に取りやめるなど、長期的な視点に立った衝突リスクの低減を図る必要があることを十分考慮すること。

例えば、準備書の記載内容をもとに、全風車のクマタカの衝突確率を年間 0.05 回未満とするためには、少なくとも【 24 基】の風車の衝突確率を更に低減させるために、風車の設置の取りやめを含めた一層の環境保全措置を講じる必要がある。

なお、準備書に示された衝突確率については、現地調査において十分な視野や調査時間が確保できていない可能性等の課題があるため、風車の設置基数の削減等の検討に当たっては、追加調査等を行い、予測評価を見直した上で再計算する必要があることや、衝突確率の算出方法自体に不確実性が伴われるため、一定の安全率を見込む必要があることを十分考慮すること。

個別の風車番号については、希少生物の保護の観点から記載していない。

#### （ 6 ）動物・生態系

準備書では、事業予定地およびその周辺に、本県が絶滅危惧種に選定しているイヌワシ、クマタカ、オオコノハズク、コノハズク、コテングコウモリ、キクガシラコウモリ、モモジロコウモリ、ユビナガコウモリ、ニホンモモンガ、ニホンカモシカ等を含めた多種多様な動物の生息も確認されているものの、その予測評価では、それぞれの種の生態的特性が考慮されていない。このため予測評価を見直すとともに追加の環境保全措置を講じること。

その際、水生生物に対しては、事業予定地下流の高時川において濁水が長期化し、姉川でのアユの産卵数が著しく減少した事象等を踏まえ、事業実施による水質や水象に与える影響を十分考慮すること。

また、希少な種や小型で移動能力が低い種等に対しては、生息環境の分断を生じさせないよう、その連続性を保つ必要があることについても十分考慮すること。

#### （ 7 ）植物・生態系

事業予定地およびその周辺には、「栃ノ木峠のブナ オオバクロモジ群集」や「上谷山生物群集保護林」を含め、広大なブナ林が存在している。

ブナ林は、生物多様性に富んだ豊かな生態系を形成する重要かつ象徴的な植生であ



る。一方で、材の利用拡大や拡大造林政策等により全国的に分断化や面積の縮小が進んできた歴史がある。特に古くから人為的影響が強かった近畿地方においては、現存するブナ林は本県や紀伊半島、氷ノ山等の地域に限られ、県内では琵琶湖の北東の山間部や比良山周辺等に局所的に孤立して分布する希少かつ保全すべき重要な植生である。

また、事業予定地およびその周辺のブナ林を含む森林は、「長浜市森づくり計画（令和4年3月改定）」で「水源涵養機能維持増進森林」とされており、琵琶湖の水源林としても重要である。

準備書では、事業予定地のブナ林が、空中写真や航空レーザー測量等により、「ブナ群落-ヤマソテツ下位単位（植生自然度9）」と「ブナ群落-チマキザサ下位単位（植生自然度8）」に分類されている。

しかしながら、「滋賀県現存植生図（昭和56年・財団法人滋賀県自然保護財団作成）」によると、準備書で「チマキザサ下位単位」と分類された区域において、自然植生（ブナ-オオバクロモジ群落（植生自然度9））が存在する旨の記載があり、準備書でもその標徴種であるオオバクロモジ等の出現が確認されている。

また、準備書では、事業者が「チマキザサ下位単位」に分類した区域にも、「ヤマソテツ下位単位」の識別種が見られているため、植生自然度が過小評価されている区域が存在する可能性がある。

加えて、準備書では、当該地域に成立している可能性の低いダケカンバ群落の存在が明記されているとともに、下位単位の代表的な植物種とされているチマキザサがチシマザサやイブキザサ等に誤同定されているとの指摘もあるため、調査自体が適切でない可能性がある。

このため、現地での追加調査を行うとともに、群落タイプの分類および区域ならびに植生自然度の再評価を行い、その結果をもとに改変区域を見直すこと。

その際、事業予定地内の各所では、SDR（ニホンジカによる植生衰退度を示す指標）が、D2に分類されており、ニホンジカによる食害の進行が示唆されるため、群落タイプの分類等の再評価に当たっては、現状の植生が食害の進行による変化を受けている可能性を十分考慮すること。また、本県においてブナ林の希少性や重要性は高いため、ブナ林の連続性を確保する必要があることも十分考慮すること。

ニホンジカの獣害対策については、事業実施により尾根が改変され、ニホンジカの移動性が高まると、食害が更に加速化され植生が衰退し、土壌侵食に繋がる可能性があるため、環境保全の観点だけでなく、土砂流出防止対策や法面保護等のリスク低減の面からも極めて重要である。

このため、改変区域へのニホンジカの侵入を防止するための対策を検討するととも

に、準備書に記載のニホンジカの獣害対策に係る環境保全措置(捕獲の体制や捕獲目標数等)を明らかにするよう努めること。

#### (8) 景観

準備書では、フォトモンタージュにより景観への影響についての予測評価が行われているが、風車の視認の有無が画一的に記載されているのみであり、複数の風車の設置による眺望景観への変化についての考察が十分に示されていない。

このため、眺望点によっては、複数の風車が山のスカイライン上に立ち並ぶ状況や眼下に広がる状況が視認されることに加え、周辺の地形や構造物との対比により風車の視認性が高まることから、これらを踏まえた景観の変化の程度に関する考察を行い、その結果を予測評価に反映すること。

その際、事業予定地およびその周辺が、「長浜市景観まちづくり計画(平成20年3月策定)」において、山並み景観を構成する主要素である山林自体を守り、工作物の設置の際には景観に与える影響が低減されるよう配慮が求められている「山なみ景観ゾーン」に位置づけられていることを考慮すること。

### 3 事後調査

準備書では、事後調査の内容やその結果を踏まえた対応(追加の環境保全措置の検討から実施に至るまでの対応)が十分に記載されていないため、これらの内容を明らかにすること。

特に、イヌワシ・クマタカ、渡り鳥をはじめとする鳥類に係る飛翔調査については、調査地点や調査頻度を適切に設定するなど十分な監視体制を構築する必要がある。また、造成中から調査を開始し、少なくとも供用後も4～5年程度の調査期間が必要である。

また、死骸調査については、他の動物による死骸の持ち去りや調査員の見落としが起ることを十分踏まえ、前述の飛翔調査と同様に十分な監視体制のもと、少なくとも供用後4～5年程度は調査を行うこと。

後述の常時監視や事後調査において、バードストライクやバットストライク等が確認された場合またはその蓋然性が高い場合には、必要に応じて風車の稼働を一時停止するなど、緊急の措置を講じるとともに、その事実を、本県を含む関係行政機関に報告すること。その上で、確実に当該影響を回避または低減するための措置を検討すること。

### 4 その他

- (1) イヌワシ・クマタカ、渡り鳥等をはじめとする鳥類およびコウモリ類については、風車の設置基数の削減等により衝突リスクを大幅に低減したとしても風車への衝突の可能性は残るものと考えられる。

このため、事業の実施に当たっては、各風車への接近の有無を常時監視するシステムを導入し、希少猛禽類等の接近を確認した場合や渡りの集中する時期の衝突を回避するため、風車の運転を一時停止するなど、弾力的な運用を検討すること。

- (2) 準備書には、動物・植物・生態系に係る予測評価に不十分な点、また環境保全措置や事後調査計画に具体性や実効性に欠ける点が随所に認められており、自然環境への重大な影響をより確実に低減するためには、客観性を確保しながら、これらについての見直しが行われ、環境保全措置の効果や事後調査の妥当性が検証される必要がある。このため、関係分野の専門家等による検討会の設置を検討すること。

また、検討会における議論の結果およびそれを踏まえた対応については、本県を含む関係行政機関に報告するとともに、一般にも公開し、透明性を確保すること。

- (3) 事業予定地の周辺で他の風力発電事業者が風力発電事業を計画しており、複数の風力発電事業による累積的な影響が懸念されるため、風力発電事業者間で情報共有を図り、地域全体での環境への影響の回避および低減に努めること。

- (4) インターネットによる評価書の公表については、評価書の内容を広く一般に周知するため、縦覧期間経過後も評価書を公開するよう努めること。

その際、風車は動的誘目性を有することから、眺望景観の変化をよりわかりやすく発信するため、アニメーション動画等を作成し、ホームページに掲載することについても検討すること。

- (5) 風力発電事業は、再生可能エネルギーの推進に資するものの、その導入に当たっては、自然環境や地域との共生の視点に立ち、生物多様性や人々の生活環境、景観等への配慮がなされることが大前提である。

本事業については、自然環境等への重大な環境影響を回避または十分に低減できない場合、事業計画を抜本的に見直す必要があると考えられるが、事業の実施に際しては、環境保全措置の実施に留まることなく、自然環境の回復や維持・向上に貢献することに加え、発電した電気を周辺地域で活用する等の地域内循環の仕組みを構築したり、事業予定地内にあるトレイルコース管理者との連携等により地域の魅力を創出したりすることにより、地域の活性化に貢献することが望ましい。

このため、本事業の検討・実施に当たっては、地元である長浜市や地域住民との協議を十分に行うこと。

## 5 関係行政機関等との協議

( 1 ) 本事業の実施に当たっては、各種法令等を遵守するとともに環境の保全に配慮し、必要に応じて本県を含む関係行政機関と十分に協議を行うこと。

特に、滋賀県自然環境保全条例(昭和48年滋賀県条例第42号)第23条の規定に基づき、本事業の実施に先立って「滋賀県自然環境保全協定」を締結する必要があることから、協定を締結する際には、評価書および上記4(2)の検討結果を踏まえた協議を本県と行うこと。

( 2 ) 対象事業実施区域を管轄する長浜市長より、添付のとおり意見が提出されていることから、これらの内容についても十分に考慮すること。

長環保第 336 号  
令和 5 年 1 月 31 日

滋賀県知事 三日月 大造 様

長浜市長 浅見 宣義

(仮称) 余呉南越前第一・第二ウィンドファーム発電事業  
環境影響評価準備書に関する環境保全の見地からの意見について (回答)

令和 4 年 3 月 31 日付滋環政第 336 号にて照会のありました、環境影響評価法第 20 条第 2 項の規定に基づく環境保全の見地からの長浜市意見につきましては、下記のとおりである。

記

本事業は株式会社グリーンパワーインベストメントが滋賀県長浜市余呉町および福井県南条郡南越前町の周辺において、最大出力 163,800kW の風力発電所を設置するものである。

本事業は再生可能エネルギーの導入と普及に資するものであり、長浜市が掲げる「ゼロカーボンシティ」の趣旨に合致するものと解される。また、事業実施想定区域内（以下「想定区域」という。）に存在している中河内地区は、総務省が指定する「過疎地域」であり、人口流出が顕著である。中河内自治会は、本事業が地域活性化につながるものとして大いに期待を寄せている。

一方、想定区域内には重要な植物群落である「栃ノ木峠付近のブナ林」及び「栃ノ木峠のブナ-オオバクロモジ群集」が分布しており、国内希少野生動植物種に指定されているイヌワシ、クマタカ等の生息が確認されている他、ガン類及びコハクチョウ類等の渡りのルートとなっている可能性がある。

このため事業者は、本事業の実施に当たって以下の措置を適切に講じられたい。

1. 総論

(1) 環境保全措置の検討・実施

事業者は、本事業の実施に当たり各種法令を遵守すること。また、本意見書の「各論」の指摘について十分に検討し、適切で具体的な対策を講じること。

(2) 事後調査及び追加的環境保全措置の検討・実施

事業者は、事業供用後に継続的な事後調査を実施し、その結果を踏まえ必要に応じて追加的な環境保全措置を講じること。環境保全措置の追加に当たっては、事後調査

の結果や専門家の助言を踏まえ、客観的・科学的に検討すること。

### (3) 事業の見直し

上記のほか「2. 各論」により、事業の実施による重大な影響等を回避または十分に低減できない場合は、風力発電設備等の配置等の再検討、想定区域の見直し及び基数の削減を含む事業計画の見直しを行うこと。

### (4) 地域住民等への説明

本事業の実施に当たっては、地域住民等に対し丁寧かつ十分な説明を行うこと。

## 2. 各論

### (1) 騒音・低周波音

想定区域から約 1.6 km の距離には、長浜市立湖北病院中河内診療所が存在しており影響が懸念される。事業者は、事業供用後も専門機器による騒音測定と住民への聞き取り調査を行い、健康や生活環境に影響がないか事後調査を行うこと。

### (2) 水質

想定区域では、過去のスキー場開発工事に起因すると思われる山肌からの濁水が発生している。漁業関係者を中心とした地域住民の中には、令和 4 年 8 月 5 日に発生した豪雨以降、当該開発地を上流とする大音波谷川の濁水が続いていることについて懸念を抱いている方がいる。事業者は、当該開発地の是正工事を優先的に行うなど、上記不安の解消に努めること。

また、事後調査が行われないことに対して農業関係者から不安の声が上がっている。事業者は、当該地域が琵琶湖の重要な水源であることに留意し、工事等に伴う濁水による周辺河川の影響を最小限にとどめ、準備書記載の環境保全措置を適切に行い、事業供用後には事後調査を行うこと。

### (3) 防災

想定区域及びその付近には柳ヶ瀬断層が存在しているため、地震発生時のリスクについて十分調査・検討を行い、国が示す指針値及び最新の知見に基づいた適切な方法により万全の対策を講じること。

想定区域における、本事業の開発行為による土砂の崩落又は流出の影響に最大限注意を払い回避に努めること。土砂流出防止柵や沈砂池等は定期的に保守点検を行い、破損等を発見した場合早急に交換等の対策を行うこと。また、豪雨や台風等の発生後は必ず現地の点検調査を行い、被害状況を確認し早急に対応すること。

#### (4) 森林

想定区域は、「長浜市森づくり計画」で森林施業を推進すべき森林（水源涵養機能維持増進森林）区域としており、奥山林として豊かな天然林が広がり、琵琶湖の水源として水源涵養機能をはじめ山地災害防止機能・土壌保全機能の維持発揮をしている。地域住民の中には、造成地の施工、地域改変等による森林面積の減少と山の保水力の低減による土砂の崩落及び流出を懸念している方がいる。森林の伐採は最小限とし、影響を極力回避すること。

また想定区域には、重要な植物群落である「栃ノ木峠付近のブナ林」及び「栃ノ木峠のブナ・オオバクロモジ群集」が分布しており、土地の改変等による影響が懸念される。専門家からの助言を踏まえた適切な方法による環境保全措置を講じ、事業供用後も事後調査を行い、必要に応じて専門家等の指導・助言を踏まえた環境保全措置を講じること。

また、植生の変化に伴うシカの増加が懸念されるため、「滋賀県ニホンジカ第二種特定鳥獣管理計画（第4次）」の内容を踏まえ、シカの食害に起因する少雨での土砂流出が発生しないよう、予防的措置を講じること。

#### (5) 希少猛禽類

クマタカについて、想定区域内に複数のペアが確認されており、今回把握されている行動圏の記録から複数ペアの行動圏への影響や、個体の発電機への衝突等が懸念される。対策として挙げられている目玉シールの効果については、見慣れないものへの忌避行動で、効果の持続性については疑問が残る。また、根拠として挙げられている鳥学会の資料では、ノスリについて効果があるとされているが、猛禽類であっても習性は異なり、クマタカには当てはまらない。当該地域に生息するクマタカやイヌワシ等のバードストライクを防ぐため、種それぞれの行動特性を把握したうえで、発電機の設置個所の移動や撤去も考慮した効果的な対策を検討すること。また、事業供用後もモニタリング等の調査を継続し、影響が認められた場合には専門家等の指導・助言を踏まえた環境保全措置を講じることとし、稼働後においてバードストライクが発生した場合、事故の確認、情報の公開、原因の解明、防止措置、死骸・傷病個体への対処を事前に定めて実施すること。

#### (6) 渡り鳥

想定区域は、「国際的に重要な湿地」としてラムサール条約のリストに登録されている琵琶湖と、北陸の日本海沿岸地域とを結ぶ稜線上に位置している。そのため本件環境影響評価においては、渡り鳥への影響について慎重に検討しなければならない。全てのガン・カモ・ハクチョウ類について、渡りのルートから外れていると推測しているが、時期や渡りのコースについては天候等の要件に左右されるため、今回の調査

日数では十分とは言い難い。夜間の渡り鳥調査の範囲についても、今回の調査範囲が想定区域内の一部に限られたため、事業供用後も引き続き範囲を拡大しながら調査を行い、必要に応じて専門家等の指導・助言を踏まえた環境保全措置を講じること。

また、稼働後においてバードストライクが発生した場合の対応について、事故の確認、情報の公開、原因の解明、防止措置、死骸・傷病個体への対処等を事前に定め実施すること。

#### (7) 景観

想定区域内及びその周辺の自然景観は、四季を通じて彩り豊かな森林景観がみられる当市の貴重な景観財産である。余呉高原リゾートヤップについては、最大垂直視覚が7.9度との評価であり、NEDOの知見で「負の意味で風力発電機を気にするようになる」とされる4度を大きく超え、送電鉄塔の見え方の知見の「やや大きく見え、景観的にも大きな影響がある」とされる5～6度を超えているにも関わらず、環境保全措置を講じることによって影響の低減が図られるとの評価のみである。緑豊かな景観に影響を与える場所での計画と認識をもち、より詳細な環境影響評価を行い、当該風力発電設備の新設に当たっては「長浜市景観まちづくり計画」に定める景観形成基準を遵守し、周辺への影響を極力抑えるよう配慮すること。また、発電機の色については、周辺の景観との調和に配慮した色彩とし、高明度・高彩度のものは避けること。

#### (8) 文化財

想定区域内には周知の遺跡「栃ノ木砦遺跡」が所在する。周知の遺跡の範囲内で工事を行う場合は、事前の連絡・協議を長浜市の担当課と行うこと。

#### (9) 廃棄物

廃棄物については、工事規模や工法の工夫等により発生量を可能な限り抑制したうえで、準備書記載の環境保全措置を講じること。また、準備書によると廃棄物は「可能な限り有効活用に努め、切土・掘削工事に伴う発生土は可能な限り盛土に利用する」とあるが、有効活用の完了までに一定の期間を要することが考えられる。発生土を一時的に保管する必要がある場合は、濁水の発生や土砂の流出、その他周辺環境への影響を及ぼさないよう対策を講じること。

#### (10) 行政との連携

本事業の検討・実施に当たっては当市と協議・調整を十分に行うこと。また、本事業が当市の掲げる「ゼロカーボンシティ」に資するものとなるように努め、当市が協議を求めた際には、積極的に応じること。



